



長洲町告示第76号

指定管理者の指定について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項の規定に基づき、公の施設に係る指定管理者を指定したので、長洲町公の施設に係る指定管理者の指定手続等に関する条例（平成17年長洲町条例第14号）第6条第2項の規定により告示する。

令和5年12月13日

長洲町長 中 逸 博



- 1 管理を行わせる公の施設の名称
ながす未来館
- 2 指定管理者となる団体
福岡県福岡市中央区大名二丁目8番22号 天神偕成ビル3階
シダックス大新東ヒューマンサービス株式会社 九州・沖縄支店
支店長 松坂 遼
- 3 指定の期間
令和6年4月1日から令和11年3月31日まで